

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

## 埼玉バーチャル観光大使プロモーション業務委託仕様書案

### 1 業務名

埼玉バーチャル観光大使プロモーション業務委託

### 2 目的

埼玉県（以下「県」という。）と一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）では、県内観光資源を若者に向けてPRするため、春日部つくしを、埼玉バーチャル観光大使（以下、「観光大使」という。）として任命している。

本業務は、観光大使を切り口に、SNSでの情報発信のほか、動画制作や周遊企画等のプロモーションを行い、本県の物産・観光の魅力発信を行うことで、本県に関する興味関心と訪問意欲を高め、県内誘客及び消費に繋げることを目的としている。

### 3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託業務概要

#### （1）デジタルプロモーション

- ア 観光大使ランディングページ（以下、「LP」という）の更新・運営
- イ 観光大使としてのX投稿・SNSキャンペーンの実施
- ウ 観光大使動画の企画・制作・投影

#### （2）イベントプロモーション

- ア 周遊企画の実施（周遊企画LPの制作も含む）

### 5 業務内容

以下（1）（2）の業務を実施すること。なお共通事項は以下の通りである。

#### 【共通事項】

- ・観光大使の出演料は委託費には含めない。
- ・本事業では、観光大使事業のメインターゲット層（20～30代男性）に加え、第3期彩の国DMO戦略における国内ターゲット及びVTuberに興味関心を持つ層をターゲットとする。ターゲットを踏まえ、観光大使を知らない人でも楽しめるコンテンツを盛り込み、より広い層に訴求できる内容とすること。
- ・各業務においては、観光大使の既存のイメージを大きく崩すものにならないよう注意し、協会及び観光大使と調整すること。
- ・事業実施までのスケジュールを作成し、企画提案時に提案すること。

- ・各業務のPRや誘客に繋がるターゲティング広告を行うこと。また、効果的な広告配信媒体、手法を企画提案時に提示すること。
- ・LPの運営にあたっては、仕様や規格等について、協会が運営する埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」（以下、「ちょこたび埼玉」という・<https://chocotabi-saitama.jp/>）の保守・運用を受託する事業者と連携して制作を行い、委託期間終了後も協会等が適宜修正できるものとする。
- ・LPの更新にあたっては、CMSではなくソースコードの入力を伴う作業が発生するものであるため、留意すること。
- ・LPの更新・制作にあたってはパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末で閲覧しても見やすいデザインを基本とし、そのうえで、レスポンシブデザインなど利用者のデバイスによってサイト内のページを最適に表示できるようにすること。
- ・LPで掲載する画像等の素材については、受託者において用意すること。なお、受託者はSNS投稿用サイズやWebサイト用サイズ等を考慮し、必要に応じてバナーのサイズの調整を行うこと。
- ・LPのデータを格納するサーバは「ちょこたび埼玉」（<https://chocotabi-saitama.jp/>）内とし、サーバへのアップロード作業は本業務に含まないものとする。
- ・事前にテスト環境で動作確認を行ったうえで納品すること。なお、サーバへのLPデータアップロード時のテスト環境は、「ちょこたび埼玉」WEB運営委託事業者側で用意する。
- ・LPの納品後、契約期間内に修正の必要が生じた場合、適宜対応し、修正後のデータを協会へ再納品すること。

## (1) デジタルプロモーション

### ア 観光大使LPの更新・運営

(ア) ターゲットに対し戦略的に観光大使に関する情報を発信するため、既存のLPを更新し内容の充実化を図るとともに、運営を行うこと。

■ 既存LP：次はどこいく？春日部つくしと埼玉魅力発見！

[https://chocotabi-saitama.jp/special/kasukabe\\_tsukushi/](https://chocotabi-saitama.jp/special/kasukabe_tsukushi/)

(イ) LPに掲載する内容については以下を想定しているが、より良い更新内容がある場合は提案すること

- ① 以下「ウ観光大使動画の企画・制作・投影」の(ア)において制作する観光大使の動画の掲載
- ② 5(2)の周遊企画に関する情報の掲載
- ③ 協会が別途実施する観光大使のイベント情報の掲載

### イ 観光大使としてのX投稿・SNSキャンペーンの実施

(ア) 埼玉バーチャル観光大使公式X（以下「観光大使X」という）は、令和7年4月1日

(火) より「ちょこたび埼玉」観光情報局X (以下「「ちょこたび埼玉」X」という。) と統合し、その後は、「ちょこたび埼玉」Xにて観光大使としての情報発信を行っている。観光大使としてのX投稿は以下のとおり実施すること。

- ①第3期DMO戦略における国内ターゲット及びVTuberに興味関心を持つ層をターゲットに、観光大使として週1回以上の投稿を行うこと。
- ②投稿原稿及び画像・動画等の素材については、原則、受託者において関係者等より提供された素材を使用し、協会と協議の上、決定すること。また、掲載にあたっての関係者等への許可取りや連絡・調整なども、原則、受託者において行うこととする。なお、提供された素材の加工・編集については関係者等の規約に則って行うこと。
- ③原稿作成にあたっては、受託者が責任をもって掲載元に事実確認を行うこと。
- ④必要な場合は随時、「ちょこたび埼玉」SNS運営委託事業者と調整を行い、適切に運営を行うこと。
- ⑤協会から指定があった場合は、指定の情報発信にも適宜対応すること。

※「ちょこたび埼玉」Xは、別事業にて協会が運営を行っているため、本契約では観光大使としての情報発信、広告運用のみを委託するものである。

※当該アカウントのログイン情報については、契約締結後、協会より提供するものとする。

(イ) 「ちょこたび埼玉」Xにおいてキャンペーンを実施すること。キャンペーンの内容、回数については企画提案時に提案すること。その際の賞品の購入費及びオリジナルグッズ制作費等は委託費に含むこと。当選者への発送も併せて受託者にて実施すること。

(ウ) 「ちょこたび埼玉」Xの新規ユーザー獲得及びキャンペーン参加者の増加のため、広告計画を策定し、広告等の実施時期、ターゲットを示すこと。具体的な実施時期については協会と協議の上、決定すること。

## ウ 観光大使動画の企画・制作・投影

(ア) 観光大使を切り口に本県に関する興味関心と訪問意欲を高め、県内誘客及び消費に繋げるプロモーションを行うため、体験コンテンツ、グルメ、観光名所等を体験する動画を2本以上制作すること。

ただし、1本の動画については観光大使就任5周年を記念するものとし、これまでの観光PR活動の振り返りや県内の観光情報などの観光要素を盛り込み、実際の誘客に繋がるような内容とすること。

また、企画提案時に各動画の企画テーマ案について提示し、企画提案書に絵コンテなどを掲載し企画内容が分かるようすること。なお、テーマ、制作スケジュールについては協会と協議の上決定する。

(イ) 観光大使動画制作の事業内容、事業スケジュール等を記載した実施計画を策定し、その業務内容も含め、協会及び、観光大使と協議の上決定する。

(ウ) 動画の構成は、若者の関心を引き、誘客や購買に繋がるようなものとする。

- (エ) 制作する動画のうち、観光スポットの紹介に係るものは原則ロケを行うこと。  
ロケを実施する際は出演者のプライバシーに十分配慮すること。
- (オ) 動画制作にあたり、必要な調整はすべて受託者の責任において実施すること。  
その際、ロケハンを実施すること。またロケハン及び当日の撮影において発生する費用について、すべて受託者が負担すること。
- (カ) 動画に春日部つくし以外の出演者を追加し制作する提案を行う場合、出演者との調整及び出演に伴い発生する費用は全て受託者が負担すること。
- (キ) 撮影の際は、各種法令・規則等を遵守し、第三者のプライバシーに配慮すること。
- (ク) 本事業で制作した動画素材はテレビなどのメディア利用を想定（二次利用できることが前提）して制作すること。
- (ケ) 動画で取り上げる施設については、視聴者がその場所を把握するための施設周辺図やアクセス情報を挿入すること。動画内の挿入箇所については、協会と協議の上決定する。
- (コ) 動画の設定については、下記のとおりとする。
- ・画質： FHD（1920×1080）
  - ・ファイル形式： mp4
  - ・フレームレート： 30fps 以上
- (サ) 観光大使のアニメーション制作費は委託費に含まない。観光大使が制作を行うが、制作にあたり受託者と観光大使で規格などを調整すること。
- (シ) 提案する企画に合わせて、受託者及び観光大使の業務分担の範囲をそれぞれ示すこと。なお、撮影当日に必要な機材等は受託者側で用意すること。
- (ス) 制作した動画は以下の YouTube チャンネルに限定公開又は非公開で掲載し、協会の指示に従い公開作業を行うこと（ただし、協会からの指示で協会が公開作業を行う時はこの限りでない）。そのために必要な YouTube チャンネルの権限を一部付与する。
- 【ちょこたび埼玉公式チャンネル】**  
<https://www.youtube.com/channel/UC3tNOFuAx62-d6xk19LWLAQ/videos>
- (セ) 掲載した動画のタイトル及び概要欄について、案を作成し協会に提示すること。  
また、制作した動画に日本語の字幕・テロップを入れること。（YouTube の自動翻訳ではなく、実際の会話に基づいて入れること。）
- (ソ) 掲載した動画のサムネイル画像は複数案提示し、協会と協議の上決定すること。  
その際、視覚的に情報伝達ができるよう動画の尺・サイズを提示し、協会と協議の上、作成すること。
- (タ) 動画を公開する際は、「ちょこたび埼玉観光情報局」SNS（Instagram、X、Facebook。以下、SNS という。）等で告知投稿を行うこと。

## (2) イベントプロモーション

### ア 周遊企画の実施

(ア) 周遊企画の地点（以下、「スポット」という。）を設置し、スポットを周遊させる企画を実施すること。周遊企画への参加のしやすさや参加しての満足度、埼玉県の観光に対するイメージの向上などにもつながるよう考慮し可能な限り埼玉県全域を周遊できるように適切なスポット数や周遊ルートを設定すること。

(イ) スポットを設置する観光施設等は、公共交通機関を使用したアクセスの良さやターゲットを考慮した上で選定、提案すること。なお、スポットの選定にあたっては、県外からの誘客も視野に入れ、「ちょこたび埼玉」サイト内「特集一覧」ページ (<https://chocotabi-saitama.jp/specials/>) 等を参照の上、県内全域に周遊企画の効果が及ぶよう地域バランス等も考慮すること。

(ウ) 観光大使の音声や動画を活用し、「ちょこたび埼玉」や「ちょこたび埼玉公式チャンネル」内の観光大使の動画を通じた埼玉県内への誘導に繋げる提案をすること。

また、企画の実施と併せて周遊を促進させるための施策を講じること。なお、施策の実施費用は委託費の中に含めること。

（施策例）

- ・スポットで流せる動画制作
- ・トレーディングカードの配布
- ・周遊企画の告知放送 等

(エ) 抽選キャンペーンについては以下の点も考慮し提案すること。

- a. キャンペーン参加率を上げるため、賞品を複数種類用意すること。なお、賞品は県産品または観光大使のオリジナルグッズとする。
- b. 県産品の購入費、オリジナルグッズの制作費及び発送費は委託費に含むこととする。

(オ) 周遊企画の実施期間は、事業の効果を最大化できる日程を提案すること。

(カ) 当該周遊企画の詳細を掲載した LP を新規制作し、既存の観光大使 LP と連携させること。制作においては以下を考慮し、制作すること。

- a. LP に掲載する画像等の素材については、受託者において用意すること。
- b. LP のデザイン・内容については観光大使の既存のイメージを大きく崩すものにならないよう注意し、協会と協議の上、決定すること。
- c. LP は、周遊イベントの告知開始時期までに公開できるよう制作を進めること。

(キ) 周遊スポットを巡る 1 日プランや周辺の観光情報等、周遊企画に参加しやすいコンテンツを上記 LP や観光大使 X にて発信すること。

(ク) 実施期間中から景品発送完了までの期間において、参加者からの問い合わせに対応するための事務局を設置し、当該事務局における問い合わせ対応は受託者が行うこと。事務局設置の具体的な方法については、受託者の提案をもとに、協会と協議のうえ、契約締結時に決定するものとする。

(ケ) メインターゲットである VTuber ファン層だからこそ楽しめて周遊企画に参加した人だけの特別感のあるコンテンツを一部盛り込むこと。

(コ) 周遊企画参加者数増加に向けて、チラシの作成や広告配信、SNSなどを活用した情報発信を行うこと。なお、SNSを使用した発信を行う際は、協会等との調整を行うこと。また、周遊期間開始後においても、定期的に周遊企画の告知および参加を促進する施策を、SNSその他の媒体等を通じて実施すること。

(サ) 企画参加者の分析を行うこと。

a. 定量的分析

周遊企画の参加人数等から、費用対効果を明らかにし、イベント実施結果を基に、今後のイベント実施に向けたデータの収集、分析、改善点等の考察を報告すること。

b. 定性的分析

アンケートやSNSでの反応、参加者への聞き取り等から、参加者がどのようなコンテンツに興味を持ったか、イベント全体ではどのようなコンテンツが注目されていたか、参加者の属性等のデータを収集し、今後の事業運用に向けた分析を行い、報告すること。

(シ) 協会が別事業で県内グルメをテーマとして出展を予定しているイベント（ツーリズムEXPOジャパン2026）において、観光大使である春日部つくしを紹介するコーナーや春日部つくしのオンライン出演の実施を予定している。そのため、本イベントにおいて周遊企画のPRを行うことができる効果的な商材を作成し、提供すること。なおPRのための具体的な商材の内容詳細については提案に基づき、協会と協議の上、決定すること。

(ス) 施策の実施にかかる費用（消耗品費やイベント限定グッズの作成等を含む）は、委託費に含むものとする。

## 6 KPI の設定

当事業で制作するLP、観光大使としてX投稿、動画について、以下のKPI達成に向けた広告配信媒体や広告手法を実施すること。

### (1) デジタルプロモーション

#### ア 観光大使LP

PV数（オーガニックのみ）	PV数(広告含む)	直帰率
600PV/月	1,800PV/月	75%

#### イ 観光大使としてのX投稿

インプレッション数	エンゲージメント数
10,000/1投稿あたり	200/1投稿あたり

#### ウ 観光大使動画

動画2本以上の再生回数は合計500,000回（広告含む）を目標とする。

## (2) イベントプロモーション

### ア 周遊企画の実施

参加者数、動画（音声）再生数、抽選応募者数、参加者の満足度等について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。

【R7年度参考情報（デジ玉ラリー2025 with 春日部つくし）】

- ・実施期間：令和7年9月13日（土曜日）から令和8年1月13日（月曜日・祝日）
- ・R7年度実績（参考値）
  - \*ラリー参加登録者数：1308人（内、一か所以上周遊者数：844人）
  - \*応募総数：647人
  - \*参考ページ：<https://chocotabi-saitama.jp/special/dejitama-2025/>

## 7 報告

受託者主催の上、定例会議を月1回以上設定し、以下の内容について報告・協議すること。なお、実施にあたっては運用レポートを作成し提出することと併せ、受託者が議事録を作成すること。定例会議の開催日は適宜、協会と協議の上決定する。

### (1) 観光大使 LP の制作・運営・更新状況

- ア LP や広告配信の進捗状況
- イ Google アナリティクスにてアクセス解析した実績レポート（PV, ユーザー数、平均滞在時間等）を、毎月、協会へ提出すること。
- ウ 広告配信開始後は、掲出媒体別実績レポート（掲出内容・掲出期間・表示回数・クリック数・クリック率等）を、毎月、協会へ提出すること。
- エ イベントプロモーション事業における LP の更新内容や更新スケジュールの進捗状況を随時報告すること。

### (2) 観光大使としての X 投稿・運営状況

- ア 各投稿の稼働状況や広告運用の分析結果を踏まえ、投稿スケジュールについて、協会及び観光大使と毎月打ち合わせを実施すること。
- イ 各投稿の稼働状況や広告運用の分析結果や投稿スケジュールについて、協会及び「ちょこたび埼玉」SNS 運営委託事業者との打ち合わせに必要に応じて参加すること。

### (3) 観光大使動画の企画・制作状況

- ア 実施計画の進捗状況
- イ 各動画の稼働状況や広告運用の分析結果を踏まえ、広告運用スケジュールやターゲットの再設定を検討し、提示すること。

### (4) イベントプロモーション事業の進行状況・KPI 達成状況

- ア 実施計画の進捗状況について報告すること
- イ 事業の実施状況を踏まえ、設定した KPI の達成状況及びその分析結果を報告す

るとともに、課題が認められる場合には、改善に向けた対応策や今後実施予定の施策について検討のうえ、提示すること。

## 8 提出物

### (1) 事業実施報告書

毎月の評価及び改善を経て最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。また、翌年度以降の改善策も併せて記載すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

#### ア デジタルプロモーション

##### <観光大使 LP の更新・運営>

- ・LP の更新内容の結果

##### <観光大使としてのX投稿の投稿・運営>

- ・年間のインサイト（フォロワー数やインプレッション数、エンゲージメント等）の推移及び委託開始前と比較した検証結果
- ・キャンペーン等、企画内容の詳細とその成果、考察等
- ・ユーザーの反応に伴う提案事項（投稿内容の変更や、アカウント運用の方向性の再検討など）

##### <観光大使動画の企画・制作>

- ・動画の閲覧数

#### イ イベントプロモーション

##### <周遊企画の実施>

- ・参加者数
- ・参加者の属性データ（年代・性別・居住地等）
- ・参加者の属性（性別、居住地等）に応じた周遊スポット数のデータ
- ・コンテンツ（動画・音声等）再生数
- ・抽選参加者データ（応募者数、参加率、アンケート結果等）
- ・考察 等

#### ウ デジタルプロモーション、イベントプロモーション共通事項

- ・ターゲティング広告や広告放送等の実施結果（効果検証含む）
- ・運用上の課題点や次年度以降の改善策に関する考察等

エ 提出期限は令和9年3月31日(水)とする。

#### オ 提出先

一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課

#### カ 提出方法

- ・事業実施報告書 部数 2部
- ・上記報告書を記録した電子データ

### (2) 成果品

次のものを、紙媒体及び電子媒体（外付け HDD 等）で納品すること。電子データ

については最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

#### ア デジタルプロモーション

- a. サイト内のコンテンツを構成するファイル一式（HTML、スクリプト、画像等）
- b. 本事業において取得した画像及び動画データ（但し、協会から提供されたデータを除く。）
- c. ロゴ、バナー、アイコン等のデザインデータ（ai データ等）
- ed 事業実施報告書
- e. 動画
- f. SNS 投稿素材

#### イ イベントプロモーション

- a. 周遊企画実施の際に作成した成果物（画像、動画、音声ファイル、冊子データ、ポスターデータ、LP データ等）
- b. 本事業において取得した画像及び動画データ（但し、協会から提供されたデータを除く。）
- c. イベント限定グッズを作成した際のデザインデータ（ai データ等）
- d. 事業実施報告書
- e. 広報で使用した素材

### 9 成果物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (2) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、事業者の責任及び費用で行うこと。
- (4) 本業務の成果物（写真、イラスト、デザイン等）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、他事業者から借り受けたものを除き、原則として全て協会及び埼玉県に帰属するものとする。
- (5) 本業務の成果物は、協会及び県が、県の観光・物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする（広告を除く）。ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を協会が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。

### 10 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守する

- こと。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
  - (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、「第51条改正後個人情報保護法」の適用を受けるものとする。
  - (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
  - (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
  - (7) 協会が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
  - (8) 協会及び観光大使と適宜連絡を取り合い、調整した上で事業を実施すること。